

平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成30年11月20日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・ 前回指摘事項については、概ね改善が図られていたものの、前回同様の指摘が見受けられた。
- ・ 法人の運営に役立てるため3年間で全集落をまわる座談会を実施し、住民からの意見、要望を収集している。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>評議員選任・解任委員会委員については、平成29年3月10日の理事会で選任されていたが、就任の承諾については、口頭で行っていたため就任承諾書等を徴して確認するよう口頭指摘を行っていたが改善されていなかった。</p> <p>については、平成30年4月1日就任の委員以外の委員から就任承諾書を徴すること。</p> <p>なお、本指摘については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p>	<p>就任承諾書を徴取していなかった3名の委員から、承諾書を徴取した。</p>
2	<p>理事について、理事会を2回続けて欠席している者が見られた。</p> <p>については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、理事の改選について検討すること。</p> <p>なお、本指摘については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p style="text-align: center;">(審査基準第3の1(3))</p>	<p>定例の理事会については、次回の開催予定日をあらかじめ伝えた上で、各理事には理事会出席を最優先してもらうようお願いする。</p> <p>その上で、さらに1か月程度前には開催通知を発送し、10日前頃までには再度出欠の確認をすることとした。その際に、欠席が続く者や欠席者が複数いる場合には、開催日時の再調整を行うこととする。</p> <p>また、定例ではない理事会の開催については、事前に各理事の都合を把握して開催することとする。</p>